

# 地域の意見を反映した施設等運営の仕組みの例

「学校評議員」、「学校運営協議会」のほかにも、住民に密接な関係を有する「公の施設( )」等の運営に、住民の意向や要望等を反映させるため、協議会を設置し、住民等が施設長等に意見を述べる制度を採用している例がある。

住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設置される地方公共団体の施設を地方自治法上「公の施設」といい、学校、公民館、図書館、博物館はこれに当たる。

## 公民館運営審議会

(社会教育法第29条)

- ・ 公立公民館のうち  
7,150に設置 (39.9%)

- ・ 委員： 学校教育・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から、教育委員会が委嘱
- ・ 権限： 館長の諮問に応じ、各種事業の企画実施につき調査審議する

## 図書館協議会

(図書館法第14条)

- ・ 公立図書館のうち  
1,697に設置 (62.5%)

- ・ 委員： 学校教育・社会教育関係者、学識経験者から、教育委員会が任命
- ・ 権限： 館長の諮問に応じるとともに、館長に対し運営に関して意見を述べる

## 博物館協議会

(博物館法第20条)

- ・ 公立博物館のうち  
422に設置 (72.7%)

- ・ 委員： 学校教育・社会教育関係者、学識経験者から、教育委員会が任命
- ・ 権限： 館長の諮問に応じるとともに、館長に対し運営に関して意見を述べる

## 警察署協議会

(警察法第53条の2)

- ・ 警察署のうち  
1,265に設置 (99.7%)

- ・ 委員： 自治体、学校、町内会、関係団体等の地域の有識者から、公安委員会が委嘱
- ・ 権限： 警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対し、事務処理に関して意見を述べる

このほか、保健所について、地域の保健、医療、福祉、行政等の関係者が運営について協議する「保健所運営協議会」に、地域住民の参加を募る例がある。

上記のうち、設置数は、 ~ :H14.10.1現在(平成14年度社会教育調査報告書)、 :H15.6.1現在(警察庁調べ)。  
なお、 ~ は任意設置、 は原則的に設置。